

入札説明書

令和3年札幌市告示第5157号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和3年8月26日

2 契約担当部局

〒004-0007 札幌市厚別区厚別町下野幌 45-39 厚別区土木センター
札幌市厚別区土木部維持管理課事務係 電話 011-897-3800 FAX 011-897-3856

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

厚別区土木センター機械警備業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書（以下「仕様書等」という。）による。

(3) 履行期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所

札幌市厚別区土木センター（札幌市厚別区厚別町下野幌 45-39）

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「警備業」、小分類「機械警備業」、として登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（別記1「事後審査型一般競争入札における特定

の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限」参照)

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(6) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 札幌市内に本店または支店を有し、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 40 条に基づき北海道公安委員会に機械警備業務開始届出書を提出していること。かつ警備員に対する法的教育を予め実施していること。

(8) 警備業務の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

(9) 告示日を起点とした過去 5 年間に於いて、本市又はその他の官公庁が発注する履行実績を有すること。

(10) 事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(8)及び(9)に定める資格について、(8)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができ、(9)に掲げる要件については、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る契約実績の合計値とすることができる。

(11) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 2 に同じ。

(2) 入札書の提出期限

入札書は持参または郵送による提出とし、令和 3 年 9 月 15 日（水）17 時 00 分必着とする（提出方法の詳細については下記(4)を参照のこと）。

(3) 開札の日時及び場所

令和 3 年 9 月 16 日（木）10 時 00 分

札幌市厚別区厚別町下野幌 45-39 札幌市厚別区土木センター 会議室 1

(4) 入札書の提出方法

入札書は添付様式にて作成し、**新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため**持参または郵送により提出すること。なお、提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 入札書を持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 3 年 9 月 16 日 10 時 00 分開札〔厚別区土木センター機械警備業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の提出期限までに持参しなければならない。

イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 3 年 9 月 16 日 10 時 00 分開

札〔厚別区土木センター機械警備業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の提出期限までに必着としなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状（添付様式）も同封し提出しなければならない。
- オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 調達案件の仕様等に対する質問

ア 質問の提出

質問は添付様式により作成し、持参又はファクシミリにより提出すること。なお、ファクシミリ送信後は、電話で着信確認すること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和3年9月10日（金）12時00分までの間で提出すること。

ウ 質問に対する回答

質問を受理した日の翌日以降、上記2の場所で閲覧に供するとともに厚別区ホームページに掲載する。したがって、質問を提出する前に、必ず厚別区ホームページ上に同様の質問及びその回答が掲載されていないかを確認すること。

回答は、令和3年9月13日（月）までの間に行う。

(6) 入札の無効

- ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき

(8) 開札

- ア 入札者又はその代理人で希望する者は、立ち会うことができる。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 有

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき最低制限価格を設定する。（別記2「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、**新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため**当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで

同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(8)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書等、契約書案等について疑義がある場合は、関係職員に質問することはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書（添付様式）を提出することとする。

(8) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

添付様式契約書（案）のとおり。

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

7 入札参加資格の審査に係る書類の提出

入札説明書6(4)ウの「入札参加資格の審査」に係る提出書類は次のとおり。

- ① 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- ② 資本関係・人的関係調書（様式2）
- ③ 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
- ④ 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書写し
- ⑤ 事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書（様式3）

本調書における記載事項の証として、次に掲げる書面を併せて提出すること。

- (1) 警備業認定書及び営業所設置等届出書の写し（警備業法第4条、第5条、第7条又は第9条の規定に基づく関係書類の写しで、札幌市内の事業所であること、並びにその事業所の警備員指導教育責任者の届出内容が確認できるもの）
 - (2) 届出している警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る資格証及び健康保険証の写し
 - (3) 上記(1)の事業所が社会保険適用事業所であることを証するものとして、当該事業所において警備業務に従事する者の名簿及びそれらの者の健康保険証の写し
 - (4) 上記(1)の事業所が納付義務者である労働局又は労働保険事務組合のいずれかが発行している直近の労働保険料の領収書写し。なお、労働保険に係る継続事業の一括承認を受けている場合は、その旨を証する書類の写し〔写しがない場合はその旨を証する申出書（任意書式）〕を併せて提出。
 - (5) 締結前交付書面（警備業法第19条に定める書面）
 - (6) 警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証の写し
- ⑥ 契約実績調書（様式4）

本調書における記載事項の証として、契約書又は発注書その他発注者が発行した契約実績を証するものの写しを併せて提出すること。

8 添付様式

- (1) 入札書
- (2) 委任状
- (3) 消費税及び地方消費税免税事業者申出書
- (4) 公示用仕様書の内容に対する質問票
- (5) 契約書（案）
- (6) 札幌市競争入札参加者心得
- (7) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について
- (8) **新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る入札について**
- (9) 入札書、委任状の記載方法及び入札書封筒について